

「令和6年能登半島地震」に伴う災害共済金請求及び地震後の新規・
増口契約に関する措置についてのお知らせ

標記につきまして、以下のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせし
ます。

1 災害共済金の請求要領

通常の請求書類一式を提出していただくことを基本といたしますが、個別の
状況に応じて以下の要領で請求できますので、駐屯地等の地域担当者又は防生
協本部にお問い合わせ下さい。

(1) 建物が全壊時の請求要領

ア 公的機関による全壊の罹災証明が発行された場合

修理見積書及び被害状況の現場写真等を一部省略して当該罹災証明に
より請求することができます。

イ 公的機関の罹災証明が発行されない場合

(ア) 防衛省共済組合が災害見舞金の支給を決定した判定資料の写しで全壊
が確認できれば、それをもって罹災証明に代えることができます。

(イ) 自治会長、区長、民生委員、調停委員等が全壊したことを事実証明す
る場合、それをもって罹災証明に代えることができます。

この場合、現場写真を添え写真裏面に事実証明者から日付、自署を受
けてください。

(2) 建物が全壊に至らない時の請求要領

ア 公的機関の罹災証明が発行された場合

(ア) 罹災証明により損害の程度又は損害率が判別できる場合は、修理見積
書及び被害状況の現場写真等を一部省略して、当該罹災証明により請求
することができます。

(イ) 罹災証明により損害の程度又は損害率が判別できない場合は、被害状
況を判別するための修理見積書、動産の損害状況及び見積書、被害状況
の現場写真等（全体像及び部分写真）を添付してください。

イ 公的機関の罹災証明が発行されない場合

(ア) 防衛省共済組合が災害見舞金の支給を決定した判定資料の写しで損害
の程度又は損害率が確認できれば、それをもって罹災証明に代えること
ができます。

(イ) 自治会長、区長、民生委員、調停委員等が地震により被災したことを事実証明する場合、それをもって罹災証明に代えることができます。
この場合、現場写真を含む請求書類一式を整えて請求して下さい。

3 「令和6年能登半島地震」後における火災共済契約の新規・増口申込の受付要領

現在も余震が継続していますので、震源地域とその周辺地域（新潟県、富山県及び石川県全域）に所在する建物・動産の契約は、防衛省職員生活協同組合火災共済事業規約第14条第1項第2号により新規・増口の申込があっても無効となりますので、原則、新規・増口契約の受付は実施いたしません。ただし、居宅が被災し居住不能となり転居した場合の転居先物件に対する契約で、動産については、現保有口数のままでの住所変更手続は可能とします。（建物は自己所有であっても不可。）

なお、契約の受付開始については改めてお知らせします。